

Arubara特約

第1条 (総則) 本カードは、株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）またはJCBおよびJCBの指定するカード発行会社（以下「当社」という。）が発行するもので、「Arubara」（以下「本カード」という。）と称します。なお、カード発行会社がJCBの場合、本特約条文中の「当社」、「両社」を「JCB」と読み替えるものとします。

第2条 (会員) 本特約および別途当社およびJCB（以下「両社」という。）の定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、本カードを貸与します。

第3条 (特約の優越) 1.本特約とJCB会員規約の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。 2.本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

第4条 (ショッピング利用の支払区分) 1.会員が本カードでショッピング利用をした場合、支払区分はすべてショッピングリボ払いとなります。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものは「ショッピング1回払い」となります。また「ショッピング2回払い」「ボーナス1回払い」「支払回数が3回以上でかつ当社所定の支払回数のショッピング分割払い」「ショッピングスキップ払い」はご利用いただけません。 2.ショッピングリボ払いの支払方法は、別途当社が通知する金額の定額コースとします。ただし、当社が認めた場合、支払いコースの変更、ボーナス増額払いの追加指定・加算額の変更をすることができます。 3.ショッピングリボ払い手数料率は、別途ショッピングリボ払いのご案内にて定める範囲内でカード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員との間に別途約定がある場合はこの限りではありません。 4.(1)ショッピングリボ払い手数料は、会員規約「ショッピングリボ払い」条項にかかわらず、標準期間（前月16日から当月15日まで）におけるショッピング利用に対する、当月16日から翌月の約定支払日までの手数料（初回約定支払時に加算される手数料）を免除するものとします。(2)翌々月以降の約定支払日には、会員規約「ショッピングリボ払い」条項に則り、翌月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高（同日に支払うショッピングリボ払い元金、ボーナス加算額および当月16日から翌月の約定支払日までのショッピング利用額を差し引いた金額）に対する翌月の約定支払日の翌日から翌々月の約定支払日までの間上記ショッピングリボ払い手数料率を乗じた金額を支払うものとします。

第5条 (キャッシングリボ払い) 1.会員は、当社が設定したキャッシングリボ払い利用可能枠の範囲内でA/X JCBキャッシングリボ払い（以下本条において「本キャッシングリボ払い」という。）を利用することができます。本キャッシングリボ払いの利用方法等については、JCB会員規約が準用されるものとします。 2.本キャッシングリボ払いの利率は、別途、キャッシングリボ払いのご案内にて定める範囲内で、カード発行会社ごとにキャッシングリボ払い利用可能枠に応じて設定されます。

第6条 (利用可能枠) 当社は、会員に対して商品ごとの利用可能枠（機能別利用可能枠）として、ショッピングリボ払い利用可能枠およびキャッシングリボ払い利用可能枠を審査のうえ決定します。なお、JCB会員規約に定める、その他の機能別利用可能枠は付与されません。

第7条 (年会費) 本カードの年会費は、免除するものとします。

第8条 (本特約の改定) 将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知または公表した後に会員が本カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。

(TK430000・20161021)